

【表2】 下水道事業整備計画

施工年度	施工予定区域
平成14年度	鷺別町3・4・5・6丁目、栄町2丁目、若山町2丁目、富岸町1丁目、大和町2丁目
平成15年度	美園町1丁目、鷺別町1・2丁目、若草町3丁目、若山町2丁目、大和町2丁目
平成16年度	美園町3・4丁目、若草町5・6丁目、幸町3丁目
平成17年度	美園町5・6丁目、上鷺別町、幸町5丁目
平成18年度	富浦町1丁目
平成19年度	登別本町1丁目、登別東町2丁目
平成20年度	登別本町3丁目、登別東町1・5丁目
平成21年度	登別東町3・4丁目
平成22年度	登別本町2丁目
平成23年度	中登別町

整備計画は、現時点での計画です。今後、国あるいは市の予算の状況などにより施工年度が変更となる場合があります。

平成15年度以降の事業計画

平成14年度下水道事業費(当初予算)約35億3千万円  
 (内訳)  
 管渠整備費 約16億6千万円  
 処理場建設費 約4億9千万円  
 維持管理費など 約13億8千万円

平成15年度以降の整備計画は、

【表2】のとおりです。

鷺別地区は、平成17年度末までに

整備区域外の生活排水について

下水道の役割の一つが、トイレや台所などからの排水(これらを『生活排水』といいます)を処理することです。身近な生活環境を保全するためには、下水道の整備区域外でも生活排水の処理を進めていく必要があります。

このため、市は『生活排水処理基本計画』を定め、市内全域を人口の密集地域

下水道計画区域(2)内であっても整備が後年次となる地域(下水道の整備が早くても平成25年度以降の見込みとなつている地域：登別温泉町、上登別町)

(札内町、来馬町、鉾山町、カルルス町など)

に区域分けし、の区域では、下水道の整備を、の区域では、区域のみ皆さんの理解を得て合併処理浄化槽の普及を図ることとしています。

市は、現在、の地域については平成16年度を、の地域については平成17年度を目途に、地域の実情に適した方法による生活排水の処理を進めるため、調査・検討を行っています。

完了する予定です。

登別地区は、高速道路から海側の地区を平成22年度までに整備を完了し、中登別町は、平成23年度から整備を行う予定です。

幌別ポンプ場の建設は、平成15年度から着手し、平成16年度末の完成を予定。登別ポンプ場は、平成17年度に設計を行い、平成18・19年度の2力年の工事を予定しています。

若山浄化センターの増設工事は、過剰な先行投資にならないように、管渠の整備に併せて、計画的に行っていきます。

下水道事業の財源は、どうなっているの？

下水道事業を行うためには、下水

2下水道計画区域：おおむね20年先の将来の市街地を想定し、下水道整備を行う区域として、面積1千765haを定めています。

道管やポンプ場、処理場の建設費やそれらの施設を管理する維持管理費が必要になります。

施設の建設費の主な財源は、次のとおりです。

国庫補助金：下水道を建設する市町村などに対して国が補助を行います。

地方債：建設費のうち、一定限度まで地方債として借り入れることが認められており、長期間で返していきます。

受益者負担金：下水道を使用できる土地所有者の方に、建設費の一部として、都市計画法に基づき、市町村が条例で定めた額を納めていただきます。

維持管理費の主な財源は、下水道の利用者の方に負担していただく下水道使用料で賄われます。

それでは、市民のみなさんに負担していただく、受益者負担金と下水道使用料を説明しましょう。

受益者負担金

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に応じて決められます。

所有する土地の面積に単価(1平方メートルあたり525円)を乗じて受益者負担金の額を算出し、その額を5年間で分割して納めていただくことになります。毎年7月に納付書を発送します。これにより年4期(合計20回)に分けて納めていただきます。